

筑後川・矢部川の 刈草を提供しています!!

国土交通省筑後川河川事務所では、河川の適正な管理のため、毎年、堤防や高水敷の除草を行っています。その量は年間10,000トン以上（推計）にも及びます。その刈草の多くは、現地で焼却処分しているのが実情です。しかしながら、周辺地域への煙が流れることや環境への影響を考えると、現地で焼却する処分方法は、今後、減らすべきであると考えています。

筑後川河川事務所では、現地での焼却を減らす方法として、刈草を地域の方々に無償で提供する取り組みを実施しています。刈草は、果樹園で敷き草として使用したり、堆肥化して園芸や農作業に使用することで活用することが考えられます。

筑後川・矢部川の刈草を使ってみたい方はご連絡ください。なお、配布時期は、概ね10月下旬までです。

吉井出張所、片ノ瀬出張所では、刈草を**梱包**した形で配布します。



梱包イメージ
60cm×50cm×30cm
約15kg



梱包なし

※実物とは異なる場合があります。

注意!

- ・提供できる刈草の量、時期、提供方法には限りがあります。お問い合わせください。
- ・原則として、現地まで取りに来て頂くようお願いしています。
- ・刈草には、ゴミ等の不純物が混じっていることがあります。
- ・営利目的でない方に限ります。



お問い合わせ先

国土交通省 筑後川河川事務所

○管理課 0942 (33) 9131
○大川出張所 0944 (86) 2516
○吉井出張所 0943 (75) 2300
○諸富出張所 0952 (97) 0084
○片ノ瀬出張所 0943 (72) 3204

○久留米出張所 0942 (32) 7082
○矢部川出張所 0944 (63) 2520
○日田出張所 0973 (23) 5291
○嘉瀬川出張所 0952 (68) 2362